

少年法の一部を改正する法律案要綱

第一 被害者等による少年審判の傍聴

一 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるとすること。（第二十一条の四第一項関係）

1 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

2 刑法第二百十一条（業務上過失致死傷等）の罪

二 家庭裁判所は、一の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、相当と認めるときは、傍聴する者に付き添わせることができるものとする。（第二十二條の四第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 被害者等による記録の閲覧及び謄写

一 裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた

後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したものと及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとすること。（第五条の二第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 被害者等の申出による意見の聴取

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を、第九条の二に規定する意見の聴取の対象者とする。こと。（第九条の二関係）

第四 成人の刑事事件

- 一 成人の刑事事件についての規定を削除すること。（第三十七条及び第三十八条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）

係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。(附則第二項から第四項まで関係)